（身体障害者福祉法施行規則の一部改正）

第三条　身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条から第一条の五までを削る。

第一条の六の見出し中「第四条の二第二項」を「第四条の二第一項」に改め、同条中「法第四条の二第二項」を「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。）第四条の二第一項」に改め、同条を第一条とする。

第一条の七（見出しを含む。）中「第四条の二第三項」を「第四条の二第二項」に改め、同条を第一条の二とする。

第一条の八を第一条の三とする。

第九条から第十七条までを削り、第十八条を第九条とし、第十九条を第十条とし、第十九条の二を第十一条とする。

第二十条第二項中「第十八条第二項」を「第九条第二項」に改め、同条を第十二条とする。

第二十条の二の見出し中「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改め、同条を第十三条とする。

第二十一条の見出し中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同条中「第二十七条第三項」を「第二十八条第二項」に改め、同条を第十四条とする。

第二十二条中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同条第二号中「更生援護」を「社会参加の支援」に改め、同条を第十五条とする。

第二十二条の二中「第二十七条第五項」を「第二十八条第四項」に改め、同条を第十六条とする。

第二十二条の三中「更生援護」を「社会参加の支援」に改め、同条を第十七条とする。

第二十二条の四を第十八条とする。

第二十二条の五第一項を削り、同条第二項中「別表第十五号」を「別表第六号」に改め、同条第三項を削り、同条第二項を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第二十条　法第四十四条第一項の規定により、法第十二条第四号に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

2　法第四十四条第二項の規定により、前項に規定する権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

第二十二条の六を削る。

第二十三条を第二十一条とする。

第二十四条の表第七条第二項第八条第二項第十一条の五第十一条の六の項中「第八条第二項第十一条の五」を「第十一条の六」に、同表第二十二条の項中「第二十二条の三」を「第十七条」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十五条の表第七条第二項第八条第二項第十一条の五第十一条の六の項中「第八条第二項第十一条の五」を「第十一条の六」に、同表第二十二条の項中「第二十二条」を「第十五条」に、同表第二十二条の三の項中「第二十二条の三」を「第十七条」に改め、同条を第二十三条とする。

別表第一号中「第一条の八」を「第一条の三」に改め、別表第五号の二から別表第十四号までを削り、別表第十五号中「第二十二条の五」を「第十九条」に改め、同表を別表第六号とし、別表第十六号を削る。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の二条を加える。

第一条の二　令第二条の二の二の指定医証の様式は、別記様式第一号によるものとする。

第一条の三　令第二条の二の五の厚生労働省令で定める書類は、法第十九条第一項の研修を受けなかったことにつきやむを得ない理由が存することを証する書類とする。

第四条の二第五号イ中「指定医」の下に「（法第十八条第一項に規定する指定医をいう。以下同じ。）」を加える。

第四条の十三中「（法第五十条の二の四第二項及び第五十条の三の三第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「別記様式第一号」を「別記様式第二号」に改める。

第五条第四号中「及び同条第三項前段」を「並びに同条第三項及び第四項後段」に改め、同条の次に次の四条を加える。

第五条の二　法第二十二条の四第四項の厚生労働省令で定める精神病院の基準は、次のとおりとする。

一　法第三十三条の四第一項の規定による都道府県知事の指定を受けていること又は受ける見込みが十分であること。

二　地方公共団体の救急医療（精神障害の医療に係るものに限る。）の確保に関する施策に協力して、休日診療及び夜間診療を行っていること。

三　二名以上の常時勤務する指定医を置いていること。

四　法第二十二条の四第四項後段の規定による措置について審議を行うため、事後審査委員会を設けていること。

五　精神病院に入院中の者に対する行動の制限がその症状に応じて最も制限の少ない方法により行われているかどうかを審議するため、行動制限最小化委員会を設けていること。

第五条の三　法第二十二条の四第四項の厚生労働省令で定める医師の基準は、次のとおりとする。

一　四年以上診断又は治療に従事した経験を有すること。

二　二年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有すること。

三　精神障害の診断又は治療に従事する医師として著しく不適当と認められる者でないこと。

第五条の四　法第二十二条の四第五項において準用する法第十九条の四の二に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　法第二十二条の四第四項後段の規定による措置を採つた年月日及び時刻並びに解除した年月日及び時刻

二　当該措置を採つたときの症状